

デイサービスセンター春日丘荘「彩の家」

指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置するデイサービスセンター春日丘荘「彩の家」（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、認知症の症状を伴う要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定認知症対応型通所介護運営の方針）

- 第2条 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、その認知症である利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の認知症の症状の進行の緩和又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 前6項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び茨木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月10日茨木市条例第46号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 デイサービスセンター 春日丘荘「彩の家」
- （2）所在地 大阪府茨木市南春日丘七丁目11番48号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。また、新規利用の調整や日程などのサービスの調整を行う。

(3) 介護従業者 2人以上

介護従業者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所〕計画に基づき利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

指定認知症対応型通所介護サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時15分までとする。

(指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日11名とする。

(指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 相談、援助等

(2) 介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

(3) 健康のチェック

(4) 機能訓練

(5) 入浴サービス

(6) 食事サービス

(7) 送迎サービス

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、**昼食代680円**を徴収する。

4 おむつ代については、事業所で貸し出し、未持参時のみ実費を請求する。

5 その他、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

- 6 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、茨木市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（苦情処理）

第15条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保

険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

第16条 事業所の行う指定認知症対応型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年 3月1日から適用する。
この規程は、平成23年 7月1日から適用する。
この規程は、平成24年 4月1日から適用する。
この規程は、平成24年 6月1日から適用する。
この規程は、平成24年12月1日から適用する。
この規程は、平成25年 4月1日から適用する。
この規程は、平成26年 4月1日から適用する。
この規程は、平成27年 4月1日から適用する。
この規程は、平成27年 8月1日から適用する。
この規程は、平成27年11月1日から適用する。
この規程は、平成28年 4月1日から適用する。
この規程は、令和 元年10月1日から適用する。
この規程は、令和 3年 4月1日から適用する。
この規程は、令和 3年 6月1日から適用する。
この規程は、令和 3年 8月1日から適用する。
この規程は、令和 3年12月1日から適用する。
この規程は、令和 5年 1月1日から適用する。
この規程は、令和 6年 4月1日から適用する。
この規程は、令和 7年 4月1日から適用する。
この規程は、令和 7年 5月1日から適用する。